

沼ノ端コミュニティセンター使用のきまり

【センターの事業等】

1 設置目的

沼ノ端コミュニティセンターは、地域住民の生活、文化及び教養の向上並びに福祉、健康等の増進を図り、人間性豊かな近隣社会の形成に寄与するため、設置された施設です。

2 事業

- (1)コミュニティ活動のための場の提供
- (2)各種講習会、講演会開催等の文化活動
- (3)児童、老人等の福祉活動
- (4)体育、スポーツ及びレクリエーション活動
- (5)一般企業等の内部研修及び企業等の面接会場としての場の提供
- (6)その他コミュニティ活動

3 運営

苫小牧市の指定管理者制度の指定に基づき、「非営利活動法人ワーカーズコープ」が管理運営業務を行う。

【センター使用のきまり】

4 開館時間

- ・貸室及び体育館は午前9時から午後9時まで
 - ・図書室は午前9時00分から午後5時まで(3月30・31日は点検のため休室します。)
 - ・プレールームの利用は、午前9時00分から午後5時まで
 - ・サンルームは(60歳以上の方のみ)午前9時から午後5時まで
 - ・小・中学生の利用時間は、次のとおりとします。
 - 〈小学生〉 4月～9月:午前9時から午後6時まで(10月～3月:午前9時から午後5時まで)
 - 〈中学生〉 4月～9月:午前9時から午後6時30分まで(10月～3月:午前9時から午後6時まで)
- ただし、保護者同伴のときは、午後9時までとします。

5 休館日

- (1)12月30日から翌年の1月5日まで。
- (2)その他、施設、設置等の点検のため、臨時に休館する場合があります。その場合は、事前にその旨を掲示します。

6 使用の許可

- (1)センターの使用は、一般使用(個人使用)及び専用使用(団体使用)とし、使用する場合は、あらかじめ許可を受けなければなりません。
- (2)一般使用(個人使用)
 - 体育館(専用使用を除く)及びトレーニング室の一般使用は、「一般使用申込書」に記入し、受付をすることにより許可を受けたものとみなします。
 - プレイルームは幼児利用の施設であり、保護者同伴とします。この利用にあたっては、「利用票」に記入し、受付をすることにより許可を受けたものとみなします。
- (3)専用使用(団体使用)
 - 専用使用の施設は、集会室、和室(ななかまど、はくちょう、はすかつぶ、はなしょうぶ)、料理室、会議室 A、会議室 B、工芸室、体育館とし、使用にあたっては、「使用許可申請書」を提出し、許可を受けなければなりません。
- (4)使用の受付
 - ア「使用許可申請書」の受付は、翌月末日までの使用分について、使用予定日の3日前まで受付します。ただし、特に認めるときは、この限りでない。

尚、体育館の専用使用(団体使用)については、使用予定日の10日前まで受付します。
「定例活動届」を提出した団体(サークル)等は、毎月、定例活動日の使用について、翌月末日までの1ヶ月分の使用料金を前月25日までに納入を済ませ、完了して下さい。

7 使用料等

- ① 集会室、和室、料理室、会議室 A・B、工芸室、及び体育館を専用する使用者は、使用料を前納しなければなりません。
10月15日から翌年の5月15日(気象の状況等により変更の場合があります。)において、上記施設を使用する場合は、規則で定める暖房使用料を納入しなければなりません。
- ② 使用料の全部、又は一部の免除を受けようとする者は、使用料免除申請書を提出しなければなりません。
- ③ 原則、使用料の返却は、いたしません。

8 使用を許可しない場合

※次に該当する場合は、使用を許可しません。

- (1)公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれのあるとき。
- (2)センター及びその備付物件をき損し、又は滅失するおそれのあるとき。
- (3)営利を目的とした講習会、学習塾、販売行為その他これに類する行為と認められるとき。
- (4)政治活動、宗教活動と認められるとき。
- (5)冠婚葬祭と認められるとき。
- (6)一般使用(個人使用)の施設を、専用(団体)で使用するとき。
- (7)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められるとき。
- (8)その他センターの管理運営上不適切と認められるとき。

9 使用にあたっての留意事項

- (1)許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- (2)使用時間を厳守すること。
- (3)許可を得ないで使用場所を変更、又は他の施設を使用しないこと。
- (4)許可を得ないで物品の販売、寄付の募集、その他これらに類する行為をしないこと。
- (5)あらかじめ指定された場所以外で火気を使用しないこと。
- (6)使用後は、備付備品等を元に戻し、使用室の清掃、ガス湯沸器等火気に留意し、確認を得ること。
- (7)館内での喫煙は禁止します。
- (8)酒、アルコール類を飲用しないこと。
- (9)体育館、トレーニング室では飲食を禁止します。
- (10)小・中学生のトレーニング室使用は禁止します。
- (11)料理室の使用にあたり、電気炊飯器、ホットプレート等、電気利用器具の持ち込みを禁止します。
- (12)各室使用の場合、外靴の着用を禁止します。
- (13)工芸室の使用にあたり、小・中学生の電動工具の使用は禁止します。ただし、指導者のいる場合は、その者の申請により使用を許可します。
- (14)粗暴な言動等により、他人に迷惑を及ぼす行為はしないこと。
- (15)その他、係員の指示した事項に従うこと。

10 使用許可の取り消し、条件の変更、又は使用を停止する場合

- (1)コミュニティセンター条例、又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2)使用許可の条件に違反したとき。
- (3)使用許可の申請に不正があったとき。
- (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められるとき。
- (5)センターの管理運営上支障があるとき。